

平成 27 年 7 月

## 金融活動作業部会（<sup>ファトフ</sup>FATF）の概要

- 金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、1989 年の G7 アルシュ・サミット経済宣言を受け、マネロン・テロ資金対策の国際基準作りを行うための多国間の枠組みとして設立された。
- G7 を含む 34 カ国・地域と 2 地域機関が加盟しており、その他 8 つの FATF 型地域体を加えると、FATF によるマネロン・テロ資金対策の国際基準（FATF 勧告）は、世界 190 以上の国・地域に適用されている。

（参考）FATF 加盟国一覧〔平成 27 年 7 月現在〕

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イタリア、インド、英国、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、豪州、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、中国、デンマーク、ドイツ、トルコ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、米国、ベルギー、ポルトガル、香港、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルグ、ロシア、欧州委員会（EC）、湾岸協力理事会（GCC）

- FATF は、マネロン・テロ資金対策に関する FATF 勧告を策定し、その履行状況について、加盟国間で相互審査を行い、その際に特定された不備事項の改善状況について、フォローアップを行っている。
- FATF 勧告の履行が著しく不十分な国に対しては、マネロン・テロ資金対策におけるハイリスク・非協力国として、国名公表を行う等の措置を講じている。

（参考）ハイリスク・非協力国として公表されている国〔平成 27 年 7 月現在〕

イラン、北朝鮮、アルジェリア、ミャンマー 等

（以 上）